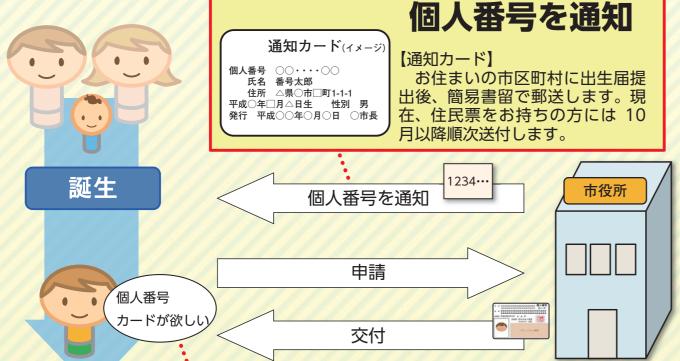
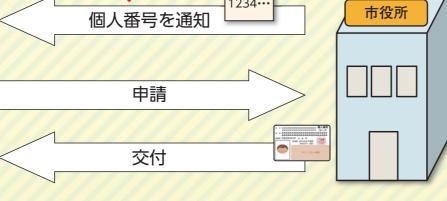
# 暮らしの中にマイナン



マイナンバー(社会保障・税番号)とは、国民一人ひとりが 持つ12桁の個人番号のことです。平成28年1月以降、下図の通 りさまざまな手続きで個人番号が必要になります。

マイナンバー制度は「行政の効率化」「国民の利便性の向 上」「公平・公正な社会を実現」というメリットがあります。





## 個人番号カードの取得

【個人番号カード】

8 9012

inen 🛱

、 8 ※※※※※※※※※※※※※ 個人番号 

AND CONTROL OF THE PARTY OF THE

全MAB 平成10年3月31日 世 M 女 2028年 3月31日まで有効

(裏面)

「個人番号カード」は本人確認書類として利用できるほ か、コンビニエンスストアで住民票などを取得する際にも 利用できます。

お住まいの市区町村に申請後、「通知カード」と引き換 えに無料で交付します。有効期間は 10 年間 (20 歳未満の 方は5年間)、引き換えは平成28年1月以降行う予定です。 詳細はマイナンバー特集号第2・第3号でお知らせします。



奨学金などの申請 住民票や保護 とができます。 住民票や保護者などの課税証明書の添付を省略するこ



#### 厚生年金の請求

住民票、課税証明書の添付を省略す ることができます。



個人番号を提示

添付書類省略



市役所など

### 児童手当の現況届

年金手帳、健康保険証の添付を省略 することができます。



個人番号を提示

添付書類省略



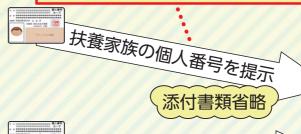
子育で

結婚



## 扶養家族の届け出

国民年金、健康保険の被扶養者認定 の手続きの際に、課税証明書の添付を 省略することができます。



個人番号を提示

従業員やその扶養家族 の個人番号を源泉徴収 票に記載し、市役所や 税務署に提出

